

ASEAN の非関税措置

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

- ・非関税措置 (NTM) は、関税措置以外の貿易障壁となる措置であり、極めて広範囲である。代表的な NTM は数量制限であるが、輸入許可、規格、検疫、内国税、ローカル・コンテンツ規制など多種多様であり、ASEAN が採用している UNCTAD の分類では 68 措置が NTM としてあげられている。
- ・ASEAN は、NTM の削減に取り組んでおり、非関税措置のデータベースが作成されている。2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントでは、非関税障壁の撤廃を ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年 (一部 2018 年) に行うとしている。非関税障壁撤廃のための行動計画は作られているが、NTM の撤廃はあまり進んでいない。関税換算などの推計によると NTM の影響は大きく、撤廃は実効ある FTA を実現するために重要である。
- ・NTM のデータベースによると、ASEAN では合計 5872 品目に NTM が課されている。品目別には、動物・同製品、植物・同製品、食料品、化学用品などに多い。データベースの分類は HS4 桁によるが、品目によっては HS2 桁分類であり、HS6 桁あるいは 9 桁で掲載している国もあるため、単純な比較は出来ない。ミャンマーは全品目が輸出実績に応じた割当の対象であり、フィリピンは政府機関の輸入はフィリピン船籍の船での輸入が義務付けられているなど、品目数の正確な計算は不可能である。

1. 非関税措置とは何か

非関税措置（以下、NTM）は文字通り関税以外の貿易障壁となる措置である。しばしば引用されるポールドウィンの定義は、「国際的に取引される財とサービス、あるいはそれらの財、サービスの生産に充当される資源が潜在的な世界の実質所得を減少させるような方法で配分されることを引き起こす措置」を「非関税歪曲（措置）」というものである¹。この定義は具体的な措置を明示していないが、極めて広範囲で多種多様な措置が含まれることを示している。そのため、NTMは「何であるか」ではなく「何でないか」によって定義が可能となるとも言われている²。

代表的な非関税措置は数量制限である。GATTは、第11条で数量制限を一般的に禁止している。ただし、例外として、国際収支の擁護（12条）、特定の産品に関する緊急措置（19条）、一般的例外（公徳、生命・健康の保護など）、国内生産農水産品の生産を制限する目的（11条2c）が規定されている。GATTの第3条は、内国税、内国課徴金、内国の数量規制

を国内製品に保護を与えるように適用することを禁止している。

規格・基準やラベル、包装については、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）、検疫については衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）があり、貿易に対する不必要な障害をもたらさないようにし（TBT協定）、貿易に対する悪影響を最小限にする（SPS協定）ために規律を定めている

ASEANは、UNCTADの分類を採用している。UNCTADの貿易管理措置分類（Coding System of Trade Control Measures : TCMCS）では、準関税措置（内国税、課徴金など4措置）、価格管理措置（可変課徴金、アンチ・ダンピング措置、相殺措置など11措置）、金融措置（前払い要求など9措置）、自動ライセンス措置（2措置）、品質管理措置（割当、非自動ライセンス、ローカル・コンテンツ規制、禁止など28措置）、独占的措置（2措置）、技術的措置（技術規格、検査・検疫など12措置）の68措置を指定している。TCMCSには、政府調達、原産地規則などは含まれていない³。

2. ASEAN の非関税措置への取り組み

(1) 障壁撤廃への措置は策定

ASEAN では、AFTA が完成段階に近づき自由貿易実現のための措置の重点は非関税障壁の撤廃に移りつつある。

ASEAN は、1987 年に経済大臣が加盟国に域内貿易の非関税障壁の「スタンドスティル（現状より障壁を増加させない）とロールバック（協定の規定と整合性のない全ての貿易制限的措置を合意された期限内

に廃止するか整合性を確保させる）」を要求する協定に調印している⁴。

1992年に締結されたAFTAのための共通効果特惠関税協定（CEPT 協定）では、第5条で特惠税率を享受する品目について全ての数量制限を撤廃することとその他の非関税障壁を特惠享受後5年以内に段階的に撤廃することが規定されている。1995年の首脳会議では、全ての数量制限を除去することと非関税障壁の撤廃を1996年1月1日に開始することを指示した。

表1 非関税障壁撤廃と原産地規則の戦略スケジュール

	2008-2009	2010-2011	2012-2013	2014-2015
非関税障壁撤廃	・スタンドスティルと ロールバック約束 の実行	→	→	→
	・通知手続きと監 視メカニズム議定 書による透明性向 上	→	→	→
		・非関税障壁撤廃 (ASEAN5,2010)	・非関税障壁撤廃 (フィリピン、2012)	・非関税障壁撤廃 (CLMV2015)若干 のセンシティブ品 目は2018年

(出所) ASEAN 経済共同体ブループリント

ASEAN 共同体創設のための行動計画である 2004 年のビエンチャン行動計画では、非関税措置のデータベースの作成、撤廃のスケジュール作成が決定された。同年に調印された「優先分野の統合のための枠組み協定」では、①非関税措置のデータベースを 2004 年 6 月までに作成、②貿易障壁となっている非関税措置を明示、③撤廃プログラムを 2005 年 12 月末までの策定、④輸入許可手続きに関する WTO 協定を採択、が決められている。同協定実施のためのロードマップでも非関税措置撤廃に向けての行動計画とスケジュールが示されている。

2007 年 11 月に採択された ASEAN 経済共同体ブループリントでは、非関税障壁の撤廃について、ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年（一部 2018 年）に撤廃するとしている。（非関税障壁）通知議定書の遵守による透明性の向上と効果的な監視メカニズムの設立を行い、スタンドスティルとロールバックの約束を遵守するとしている。

このように、非関税障壁撤廃のための合意や協定は作られ、行動計画

は概ね実施されている。非関税措置データベースは作成されており、貿易障壁となる措置を確定する明確な範疇は定められている。2015 年までの撤廃スケジュールも作られており、WTO の貿易の技術的障害に関する協定、衛生植物検疫協定、輸入ライセンス手続き協定は採択され、実施ガイドラインが作られている。ただし、肝心の障壁の撤廃はあまり進んでいない。ASEAN の事務局長だったセベリーノは、「1995 年の指示から 11 年、AFTA 協定から 14 年、1987 年の決定から 19 年経過したが、非関税障壁を解体する集団的なプロセスは始まっていない」と書いている⁵。

（2）ASEAN の NTM の分類

ASEAN は、UNCTAD の分類 (TCMCS) を採用し、次のように 5 つに分類している（カッコ内は分類番号）⁶。

- ① 準関税措置 (Para-tariff measures)
 - ・ 関税課徴金 (2100)、付加的課徴金 (2200)、内国税・課徴金 (2300)、行政関税評価 (decreed2400)
- ② 価格管理措置 (Price control measures)

- ・ 行政的輸入価格決定 (3100)、自主的輸出価格制限 (3200)、可変課徴金 (3300)

③ 金融措置 (Finance measures)

- ・ 前払い要求 (4100)、輸入前デポジット要求 (4110)、外貨デポジット要求 (4120)、関税前払い要求 (4130)、センシティブ品目についての還付可能なデポジット要求 (4170)、決済条件に関する規制 (4500)、

④ 独占的措置 (Monopolistic measures)

- ・ 輸入単一チャネル (7100)、強制的国営サービス (7200)

⑤ 技術的措置 (Technical Measures)

- ・ 技術規格 (8100)、製品特定要求 (8110)、マーク要求 (8120)、ラベリング要求 (8130)、パッケージ要求 (8140)、試験・検査・検疫要求 (8150)、船積み前検査 (8200)、特殊関税手続き (8300)

TCMCS では、他に次の 2 つの措置が含まれており、ASEAN の NTM データベースにも含まれている。

① 自動ライセンス措置 (Automatic licensing measures)

- ・ 自動ライセンス (5100)

② 品質管理措置 (Quality control measures)

- ・ 非自動ライセンス (6100)、事前基準なしのライセンス (6110)、事前承認 (6170)、輸入割当 (6210)、輸出実績に応じた割当 (6240)、禁止 (6300)、全面禁止 (6310)

品質管理措置には、国産品購入 (6141)、ローカル・コンテンツ要求 (6142) などが含まれているが、ASEAN の NTM データベースには含まれていない。また、関税割当 (1400) がタイのデータベースに NTM として挙げられているが、これは関税措置であり、TCMCS でも関税措置 (Tariff measures) となっている。

2005 年の第 19 回 AFTA 協議会で不公正で不必要な NTM の 3 つの範疇が次のように決定された⁷⁾。

① 赤の NTM: 透明性がなく、適用において差別的であり、科学的な根拠がなく、より制限的でない代替措置がある NTM は直ちに撤廃する必要がある。

② 黄色の NTM: 透明性があり、当該国の利益あるいは義務を無にし、あるいは損なうような適用において

差別的でなく、地域の重要な貿易品あるいは9つの優先統合品目に影響を与え、明白に正当化あるいは障壁として特定できない NTM は交渉の対象となる。

③ 緑の NTM: 透明性があり、適用において差別的でなく、代替措置がなく、科学的根拠があり、公衆の健康、宗教的あるいは国家安全保障上の理由により課され、植物衛生検疫や環境規制のような WTO に整合的で合理的な NTM は正当化され維持できる。

NTM の撤廃に向けての行動計画は策定され実施に移されているが、NTM の撤廃状況は明らかにされていない。また、NTM のデータベースは作られているが、各国の提出した表には3つの範疇は明示されていない。

(3) NTM の影響分析

NTM の分析は、頻度の分析と関税に換算した影響の分析が行われている。頻度分析は、NTM が行われている品目の比率をみるものであり、国別、産業別に NTM の動向を把握できる。Dios (2007) は、2006 年の ASEAN 各国の優先統合 9 分野にお

ける NTM の頻度分析の結果を次のようにまとめている⁸。

水産品、農産品（加工品を含む）、自動車、ICT（情報通信技術）は非自動ライセンスと技術規制が多い。エレクトロニクスは非自動ライセンス、禁止、技術規制が課されている。ヘルスケアは、非自動ライセンス、禁止、ラベリング、試験・検査など多くの NTM の対象となっている。木製品と繊維・アパレルは、NTM が広範に採用されていないが、影響が小さい訳ではない。国別に見ると、インドネシアが全分野で最も多く NTM を採用している。

Dios (2007) は、NTM の影響の価格差モデルによる数量分析を紹介している⁹。それによると、NTM の影響は農産品で特に大きい。Dean (2006) の分析では、ASEAN5 各国で果実と野菜では NTM による価格上昇は 73% から 205%、牛肉では 82% から 109% となっている。Kee、Nicita and Olarreaga (2006) による従価税換算では、対象国名は紹介されていないが高い例として、木製品 50.6%、ゴム製品 39.6%、ヘルスケア 33.6%、繊維 31.3%、アパレル

12.6%、電気機械 32.5%などとなっている¹⁰。こうした推計から、NTMの影響は大きく、その撤廃が重要な課題であることが理解できる。

3. ASEAN 各国の NTM

ASEAN は、NTM データベースを作成しており、事務局の URL から見ることができる。このデータベースは、各国の通知によるものである。分類は、UNCTAD の分類 (TCMCS) を援用している。

各国の報告したリストを単純に合計すると 5872 品目 (HS4 桁) となる

(図表 3)。ただし、これら全てが不合理なものではないし、国により分類や計算方法が異なっている。また、ミャンマーは全品目が輸出実績に応じた輸入割当の対象となっており、フィリピンは政府機関の輸入はフィリピン船籍の船での輸入が義務付けられているが、これらは合計に含まれていない。ローカル・コンテンツ要求はデータベースに含まれていないが、マレーシアでは自動車政策の一環として地場調達比率を内国税還付の条件としている。従って、品目数の正確な計算は不可能であるし、国別の単純な比較はすべきではない。

表 2 2007 年の非関税障壁報告数

(単位：品目)

ブルネイ	1108	タイ	134
インドネシア	1884	カンボジア	99
マレーシア	1017	ラオス	199
フィリピン	309	ミャンマー	101
シンガポール	557	ベトナム	464

(注) HS4 桁の品目数だが国により分類・計算が異なっており、単純比較はできない
(出所) ASEAN 事務局 非関税障壁データベース

また、特定加工工程を行う場合や特定成分を含む場合に検査や輸入禁止、制限を行う事例も多い。一つの品目に複数の NTM (検査とライセンスなど) が課されることも普通である。従って、各国の通知した NTM の数は正確なものではないことに留意が必要である。

各国政府の通知に基づいたものであり、民間企業が貿易で直面している NTM はさらに多い可能性もある。また、TCMCS で NTM としているローカル・コンテンツ要求は含まれていない。ローカル・コンテンツ要求は、貿易投資関連投資措置協定 (TRIMs) の発効により撤廃しなければならないが、マレーシアでは自動車政策の一環として地場調達比率を内国税還付の条件としている。

(1) インドネシア

インドネシアの NTM は、調整食料品、飲料など (第 4 部) が最も多い (表 3)。ラベリング、技術的措置と非自動ライセンスが主な NTM であり、技術的措置は強制規格が多く、任意品質規格が続いている。付加的課税は税率 20% から 35% の奢侈品

税である。

物品税はアルコール飲料に賦課されており税率は 80% である。ラベリングはインドネシア語 (一部英語が認められる) で行われなければならない。缶およびびん詰め飲料は奢侈品税が課される。一部の飲料は登録輸入業者のみが輸入できるなどの様々な措置が適用されている。

化学品は輸入禁止が多い。主なものはモンテリオール議定書未加盟国からのフロン類の輸入禁止とカセット、ビデオ、フィルムである。薬品はライセンス、強制規格。

ラベリングの対象となっている。非関税措置の中で最も多いのは、技術的措置 (強制規格、任意規格) であり、輸入ライセンスが続いている。単一輸入チャネルは、国営商社 (食品)、プルトミナ (石油製品)、国営商社 (化学品) など国営企業による輸入である。また、ライセンス輸入業者の輸入には CIF 価額の 2.5% の所得税、その他の輸入業者には同じく 7.5% の所得税が賦課される。

なお、日本機械輸出組合が事務局となり作成している「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望 (2006

年版)」(以下、日機輸資料)によると、一部中古機械の輸入禁止、鋼材輸入登録許可、通関手続きの煩雑・

遅延が指摘されている¹¹。これらの措置は2006年時点での措置であり、変更されている可能性がある。

表3 インドネシアのNTM

	付加的 課税課 徴金	物品税 ライセ ンス	非自動 ライセ ンス	自動ラ イセン ス	輸入割 当	禁止	船積み 前検査	単一輸 入チャ ネル	技術的 措置	ラベル グ、マー ク、包 装など	検査	計
動物・同製品						1			19	1	2	23
植物・同製品			1	5			1	1	10		3	21
調整食料品 など	13	7	32	1	1			4	40	43		141
鉱物性生産 品			2		1			2				5
化学工業品			7		1	24		3	5	3	1	44
プラスチック・ ゴム			1			1						2
木材・木製品									1			1
紙・パルプ						4						4
繊維・同製品				37		1						38
履物など				5								5
卑金属・同製 品			3									3
一般機械			3	7		1	1					12
電気機械			2	6		3	1					12
輸送機械	4		11						4			19
光学機器				1								1
雑製品				3								3
その他	1											1
計	18	7	62	65	3	35	3	10	79	47	6	335

(注) 政府の通知では複数のNTMが課されている品目や関税分類の桁数が品目により相違するなどの問題があるため再計算している。そのため、表2の政府の通知したNTM数とは全く異なる(以下同じ)

(出所) ASEAN事務局非関税障壁データベース(以下同じ)

(2) マレーシア

マレーシア政府が提出したデータベースは、HS2桁、4桁、9桁が混在しており、最も詳細なリストとなっている。リストは管轄省庁別に整理されており、国際貿易産業省のほか、農業・アグロ産業省、SIRIM、通信マルチメディア委員会、外務省、

警察、環境局、保健省、財務省、住宅地方政府省、エネルギー委員会、プランテーション産業商品省、建設産業発展局などが列挙されている。HS4桁で整理した表によると、化学品が最も多く、動物・同製品、調整食品などが続いている(表4)。化学品は、毒物法による規制(ライセン

表4 マレーシアのNTM

	ライセンス	禁止	全面禁止	単一輸入チ ヤネル	許可証明書	技術的措置	計
動物・同製品	53		2		9	1	65
植物・同製品	13				14		27
油脂	2			1	18		21
調整食料品など	54				7	1	62
鉱物性生産品	30				2		32
化学工業品	84	1			8		93
プラスチック・ゴム	18		1		1		20
木材・木製品	21						21
紙・パルプ	3						3
繊維・同製品	10						10
石・ガラスなど	3				4		7
貴石・貴金属など	1				4		5
卑金属・同製品	36					1	37
一般機械	12				6		18
電気機械	17				20		37
輸送機械	11						11
光学機器	2						2
雑製品	3		1		3		7
武器・美術品	1		1				2
その他			4				4
計	374	2	8	1	96	3	484

ス)、フロン類に対する規制、農薬法による規制(登録証明)、アスベストなど環境汚染化学物資への規制(ライセンス)、爆発物への規制(ライセンス)などが主な措置である。動物・同製品では、動物の肉、魚、ミルク・同製品がライセンスや登録証明などの措置の対象となっている。

機械類は、HS6桁あるいは9桁で見ると品目数が多い。たとえば、乗用車は33品目、オートバイは32品目が国際貿易産業省からライセンスを取得せねばならない。

措置では、ライセンスが最も多い。非自動ライセンスと自動ライセンスが必ずしも明確に分かれていない品目が多いのでライセンスとしてある。

日機輸資料によると、一定割合の国内調達率の達成、輸入禁止(丸棒)、輸入許可制度(カラー複写機、鋼材など)、完成車の輸入数量制限、輸入通関手続きの煩雑・遅延、ラベル表示義務(化粧品)などが指摘されている。

(3) フィリピンの NTM

動物・同製品、卑金属・同製品が17で最も多く、次に調整食品などとなっている(表5)。動物・同製品で

は、生きた動物の輸入許可発給に100ペソが徴収されており、肉の輸入は適格・登録輸入業者に輸入割当が行われている。また、豚肉の輸入は検査と検疫が必要である。卑金属・同製品は、強制規格の対象となっている品目が多い。調整肉製品は検査の検疫対象となっている。措置別には、検査(検疫を含む)が最も多い。次に多いのは付加的課徴金であり、動物と食品の輸入の際に課徴金が課されている。

全品目を対象とした次のような措置が導入されている。①フィリピン政府機関の輸入および政府の貸付、信用による輸入はフィリピン船籍の船により運送しなければならない。②還付請求の手続き料金、税関検査部門での検査サービス料などの各種手数料が課される。③家庭用機器はフィリピンの国家強制規格に従った現地検査が必要、④投資委員会(BOI)登録企業が資本機器を輸入するに当たり免税特典を利用するための証明書発給には1500ペソの手数料が必要。

日機輸資料によると、輸入制限(カラー複写機、中古タイヤ、爆発物用

の化学品など 17 品目)、証明書の領事による裏書(化粧品)などが指摘されている。

(4) シンガポール

シンガポールの NTM は、電気機械が最も多く、動物・同製品、植物・同製品、化学品の順となっている(表 6)。電気機械では、テレビ、電子レンジ、ビデオ、冷蔵庫など家電製品は規格を満たし、安全マークを付さ

ねばならない(技術的措置)。レコードの輸入はライセンスが必要である。動物および植物とこれらの製品の輸入はライセンスが必要である。3 年以上使用した中古車の輸入は禁止されている。自動車と二輪車の輸入は物品税が課されるとともに、自動車は EC の排出ガス規制基準を満たしていなければならない。

最も多い措置は、自動ライセンス、続いてラベリングとなっている。

表 5 フィリピンの NTM

	付加的課 税課徴金	非自動ラ イセンス	輸入割当	禁止	単一輸入 チャンネル	技術的 措置	検査	計
動物・同製品	8			5			4	17
植物・同製品		2		4				6
調整食料品など	5			3			4	12
鉱物性生産品							1	1
セメントなど							1	1
貴石・貴金属など					9			9
卑金属・同製品							11	17
一般機械								
電気機械		1					1	3
輸送機械		1						1
その他	2					1		4
計	15	4	12	9	1	12	18	71

表6 シンガポールのNTM

	物品税	非自動ライ センス	自動ライセ ンス	禁止	技術的措置	ラベリング	計
動物・同製品			1	10	1	1	14
植物・同製品			2	10	1		13
調整食料品など	1	1		2	1	3	8
鉱物性生産品	1	1			2		4
化学工業品			7		3		13
プラスチック・ゴム				1	1		2
セメントなど		1					1
一般機械		2				4	6
電気機械		2	2	1		11	16
輸送機械	1				2	1	4
雑製品				1	4	5	10
武器・美術品		1					1
計	3	18	26	16	10	19	92

(5) タイのNTM

タイのNTMは、植物・同製品が最も多く、繊維・同製品が続いている(表7)。植物・同製品では、野菜、果物、ココやし、茶、とうがらし、とうもろこし、米が衛生植物検疫措置(技術的措置)の対象となっている。これらの品目は関税割当の対象でもあり、クォータを獲得するためのライセンスは商務省から取得せねばならない。動物・同製品での措置は検査が多い。油脂は、大豆油、パーム油、やし油が、ラベリング、任意規格などの技術的措置および関税

割当の対象となっている。

繊維・同製品では、衣類の半製品がほぼ全製品が自動ライセンスの対象となっている。目的は統計作成となっている。輸送機器では、中古自動車の輸入は非自動ライセンスの取得が必要である。一般機械では、中古エンジン、フロン使用冷蔵庫が輸入禁止となっている。光学機器などでは、カラーコピー機は偽札防止のためライセンス取得となっており、医療器械は公衆衛生省の検査が必要である。玩具も工業標準所の検査と証明が義務づけられている。カセッ

トテープ、ビデオテープ、CD の著作権を侵害するために使用することが出来る機器とその部品はライセンス取得の対象となっている。

措置別には、技術的措置(強制規格、任意規格、ラベリングなど)が最も多く、ライセンスがそれに次いでいる。

関税割当 (TRQ) も多いが TRQ は関税措置に分類されるものである。

日機輸資料によると、アンチ・ダンピング課税の濫用(ステンレス鋼板)、輸入禁止(ポータブル・ゲーム・プレーヤー)、通関手続きの煩雑・遅延が指摘されている。

表7 タイの NTM

	関税割当	非自動ライセンス	自動ライセンス	禁止	技術的措置	計
動物・同製品	2				13	15
植物・同製品	21				27	48
油脂	4				10	14
調整食料品など	5	1			8	14
鉱物性生産品		1	8			9
化学工業品		1			8	9
プラスチック・ゴム		1			3	4
繊維・同製品		2	27			29
セメントなど		1				1
貴石・貴金属など		1				1
卑金属・同製品					2	2
一般機械		3	1	4		8
電気機械		2				2
輸送機械		8			1	10
光学機器			2		2	4
雑製品					3	3
武器・美術品		2		1		3
その他		2				2
計	32	25	38	14	72	181

(6) ブルネイの NTM

ブルネイの NTM は、動物・同製品、植物・同製品、化学品に NTM が多い (表 8)。

動物・同製品では、生きた豚が輸入禁止であり、ほかの生きた動物、肉、魚、甲殻類、軟体動物などが輸入ライセンスの対象となっている。植物・同製品では、生きた植物、野菜、果物、穀物、コーヒー・茶・香

辛料が強制規格、輸入許可などが義務付けられている。化学品では、全ての無機化学品、有機化学品がライセンスの対象となっている。放射性物質は輸入割当が導入されている。医療用品は全て強制規格の対象である。肥料、染料など、化粧品、せっけん、接着剤、火薬類などはライセンス、割当が導入されている。

電気機械では、電話器、記録用の

表 8 ブルネイの NTM

	非自動ライセンス	自動ライセンス	輸入割当	禁止	全面禁止	技術的措置	計
動物・同製品	32			1		31	64
植物・同製品	30		4	1		100	135
油脂						11	11
調整食料品など	9		12	9			30
鉱物性生産品	1		1	1			3
化学工業品	102	197	14	8		12	333
木材・木製品	21	21	21				63
紙・パルプ	12			11			23
繊維・同製品	1						1
卑金属・同製品				1			1
一般機械			85				85
電気機械	6	282	6				294
輸送機械	6	16				6	28
雑製品		1		4			5
武器・美術品	7	7		7			21
その他	4		1	5			10
計	231	524	144	48		160	1107

媒体、送信機器、受信機器などがライセンスの対象である。輸送機械では、中古自動車と二輪車が輸入ライセンス、バス、乗用車、商用車が強制規格と輸入ライセンスの対象となっている。

全ての薬品と毒物は輸入ライセンスが必要である。貨幣をデザインした繊維製品、国王の軍旗、紋章、紋章付き陣中着などは輸入禁止である

措置では、ライセンスが最も多く、技術的措置（強制規格など）、禁止が

続いている。

（7）カンボジアの NTM

カンボジアの NTM データベースは、HS2 桁と 4 桁が混在している。品目別には化学品が最も多く、医療用品のうち臓器、血、医薬品、包帯など、止血剤など医療用品および肥料と殺虫剤が非自動ライセンスの対象である（表 9）。輸送機械では航空機、貴石・貴金属では金、銀、硬貨が非自動ライセンスを課されている。

表 9 カンボジアの NTM

	非自動ライセンス	禁止	技術的措置	計
動物・同製品	3		3	6
化学品	13	1		14
貴石・貴金属など	3			3
輸送機械	3			3
武器・美術品	2			2
その他		1		1
計	24	2	3	29

(8) ラオスの NTM

ラオス政府の通告では、NTM 数は 199 品目 (HS4 桁) となっている。ほかに輸出の NTM が 6 品目 (貴石、硫化鉄鉱・石綿・種、動物、木材、林業製品) あり、全て技術的措置 (強制規格) である (表 10)。輸入品の NTM も全て技術的措置 (強制規格) である。品目別に見ると、化学品が最も多く、動物・同製品、鉱物性生産品などが続いている。動物・同製

品では繁殖用の生きた動物、肉、魚、ミルク、乳製品、卵が強制規格を課されている。化学品では、無機化学品と有機化学品、医療用品、肥料のほぼ全ての品目 (HS4 桁) が強制規格の対象である。卑金属・同製品では、鉄・非合金鋼の棒、形鋼、線、ステンレス鋼製品、その他の合金鋼製品が強制規格の対象である。輸送機械では、自動車、二輪車が対象となっている。

表 10 ラオスの NTM

	技術的措置
動物・同製品	25
植物・同製品	2
調整食料品など	20
鉱物性生産品	25
化学工業品	82
紙・パルプ	2
貴石・貴金属など	3
卑金属・同製品	17
電気機械	1
輸送機械	12
光学機器	1
雑製品	1
武器・美術品	4
その他	5
計	200

(9) ミャンマーの NTM

ミャンマーの NTM は、紙・パルプ、化学品が多く、措置別には数量制限が最も多い(表 11)。健康上の理由(アルコール飲料、たばこ、菓子を製造する原料が対象)で輸入制限されている品目が多く、乳製品、ビール、たばこ、たばこ製造用の紙、ガラスビン、アルミ容器も同様な理由で輸入制限の対象となっている。

輸入ライセンスの取得、輸出実績に応じた輸入割当は全品目が対象となっており、複数為替レートの対象となる品目もあるため、品目別に NTM 数を合計すると膨大な数になる。

日機輸資料によると上記以外では、車両の輸入許可の発給停止、優先品輸入義務、中古品輸入制限(クレーン)、輸出規制、バーター取引の際の価格承認などが指摘されている。

表 11 ミャンマーの NTM

	数量制限	非自動ライセンス	検査	輸出に応じた輸入割当	複数為替レート	計
動物・同製品	1	1				2
油脂	3					3
調整食料品など	3					3
化学工業品	2			2		4
紙・パルプ	5					5
陶磁製品など	1					1
卑金属・同製品	1	1				2
一般機械			1			1
その他			1	1	1	3
計	16	4		2	1	24

(10) ベトナムの NTM

ベトナムの特徴は禁止品目が極めて多いことである。品目別では、植物・同製品、化学品、卑金属・同製品、電気機械、輸送機械、紙・パルプ、繊維・同製品などが NTM の多い品目となっている（表 12）。

ビール、ワイン、発酵酒は物品税が課され、たばこは物品税が課されるとともに単一輸入チャンネルの対象となっている。植物・同製品では、生きた植物、野菜、果実、ナッツ類、コーヒー、茶などが強制規格の対象である。

輸入禁止が多いのは中古品の輸入禁止が多いためである。機械では、中古品が輸入禁止となっており、輸送機械では中古二輪車、自転車、一般機械では中古の計算機、自動データ処理機、ポンプ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電気機械では中古の電話機、送信機器、テレビ、電線、マイクロフォンなど、光学機器などでは、腕時計、時計、医療機器、整形外科用機器、レントゲン機械、マッサージ機などが対象となっている。プラスチック家庭用品、皮革製品、木製品も中古品は輸入禁止である。

繊維製品では、絹織物、毛織物、綿織物、合成繊維の短繊維の織物、紡績用繊維のその他の製品（毛布、ベッドリネン、テーブルリネンなど）の中古品は輸入禁止となっている。履物、帽子、傘も中古品は輸入禁止である。雑品では家具、照明器具、寝具、マットなどが中古品の輸入禁止となっている。

化学品では香水、美容用調整品、頭髮用調製品、歯磨き、髭剃り用調製品が強制規格と自動ライセンスを課されている。書籍、新聞、地図など印刷物は自動ライセンスおよび輸入禁止の対象である。レコード、テープなど記録用媒体は単一輸入チャンネル規制が課されている。建設機械は自動ライセンスの対象である。自動車、原動機付きシャーシー、車体は自動ライセンスを課されている。

措置別には、前述のように禁止が最も多く、技術的措置（強制規格など）、ライセンスがそれに次いでいる。

日機輸資料によると、現地調達率要求、輸出要求、輸入許可の煩瑣、通関手続きの煩雑・不透明、原産地証明運用の恣意性、指定貿易企業制度などが指摘されている。

表 12 ベトナムの NTM

	関税割当	物品税	自動ライ センス	輸入割当 禁止	単一輸入 チャンネル	技術的措 置	計
動物・同製品	1		1		2	1	5
植物・同製品						52	52
調整食料品など	2	5				2	10
鉱物性生産品	1	3		4	3		11
化学工業品		1	5	1	10	1	23
プラスチック・ゴム					5	4	9
皮革製品					5		5
木材・木製品				4			4
紙・パルプ			12	9	2	2	25
繊維・同製品				24		1	25
履物など				9			9
石・ガラスなど				6			6
貴石・貴金属など				2		1	3
卑金属・同製品			2	10	3	23	38
一般機械		1	15	9	3		28
電気機械			6	17	1		24
輸送機械		2	5	17	2		26
光学機器			3	10			13
雑製品			1	11		4	16
武器・美術品			3	11			14
計	4	12	53	1	165	17	364

おわりに

ASEAN の地域統合では FTA は完成段階に近づいている。地域統合の次の段階として経済共同体を 2015 年に実現することに合意し、現在、ASEAN 経済共同体ブループリントを実施している。そのために、サービス貿易自由化、投資自由化、熟練

労働者の移動の自由化などを進めているが、特に重要なのは NTM の撤廃である。AFTA では、非関税障壁の撤廃も対象となっていたが、実効性は上がっていなかった。

その理由として、NTM は国境措置だけでなく国内措置を含み、極めて多種多様であることが指摘できる。NTM には、国民の健康や公徳、安全

などを守るために必要な措置があり、WTO の規律に従っていれば容認されるものである。規格の相互承認や ASEAN 規格の策定などは、対象品目が膨大であり国内調整も必要となるため、多大の時間を要するものと思われる。こうした点については、EC が域内市場白書と単一欧州議定書により非関税障壁を撤廃し、域内市場を実現した経験が参考になると思われる。

ブループリントでは、NTM の撤廃期限は ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年までとなっており、その進展状況を注視する必要がある。

注

1 Bijit Bora, *The Quantification and Impact of Non-Tariff Measures* (Philippa Dee and Michael Ferrantino (2005) *Quantitative Methods for Assessing The Effects of Non-Tariff Measures and Trade Facilitation*, World Scientific, Singapore) pp.18-19, 原

資料は、Baldwin R, *Non-Tariff Distortion in International Trade*, Brookings Institutions, Washington, DC

- 2 Ibid
- 3 <http://www.unctad.org>
- 4 Rodolfo C. Severino (2007) , *Southeast Asia In Search of ASEAN Community*, ISEAS p.230
- 5 Ibid
- 6 <http://www.aseansec.org/10529.htm>
- 7 Lorell C. de Dios (2007) *Non-tariff Barriers to Trade in the ASEAN Priority Goods*, (Denis Hew eds. *Brick by Brick*, ISEAS, Singapore) pp.88
- 8 Ibid pp.90-91
- 9 Ibid pp.92-95
- 10 Ibid pp.92-93 原資料は、Kee, Hiau Lee, Alessandro Nicita and Marcelo Olarreaga (2006) , “Estimating Trade Restrictive Indices” *World Bank Policy Research Working Paper 3840*
- 11 貿易・投資円滑化ビジネス協議会 (2007) 「各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」(日本機械輸出組合)